

京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2 センターは、大学院横断教育プログラムとして本学が実施する博士課程教育リーディングプログラムにおける教育の質を保証するために必要な業務を行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>第7 運営協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>2 運営協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>3 運営協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の議事の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第10 第7の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、「運営協議会」、「協議員」とあるのはそれぞれ「運営委員会」、「委員」と読み替えるものとする。</p> <p>第11 センターに、博士課程教育リーディングプログラムを実施するため、次の各号に掲げる組織を置く。</p> <p>(1) グローバル生存学リーディング大学院</p> <p>(2) 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院</p> <p>(3) デザイン学リーディング大学院</p> <p>(4) 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2 センターは、大学院横断教育プログラムとして本学が実施する博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムにおける教育の質を保証するために必要な業務を行う。</p> <p>第7</p> <p>2</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4</p> <p>第10 第7の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、「運営協議会」、「協議員」、「議長」とあるのはそれぞれ「運営委員会」、「委員」、「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p>第11 センターに、博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムを実施するため、次の各号に掲げる組織を置く。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5) <u>先端光・電子デバイス創成学卓越大学院</u></p> <p>附 則 この要項は、平成30年11月1日から実施する。</p>